

守口市の市立幼稚園及び市立保育所に係る 再編整備に関する基本計画

平成27年11月

守口市

目 次

1. 本計画策定の趣旨	1
2. 民間主体によるサービス提供の推進	2
3. 守口市の現状	6
4. 市内の民間教育・保育施設の今後の動向	9
5. 市立施設の役割	12
6. 市立施設の再編に関する基本原則と留意点等	14
7. 再編の具体的計画	17
8. 再編整備を推進する体制	18
9. 本計画の進捗管理	19

1. 本計画策定の趣旨

近年、少子化の進行や核家族化、就労形態の多様化、女性の社会進出等社会経済情勢が変化する中で、保育行政に対する市民ニーズは、年々増大・多様化し、子育てと仕事との両立支援、すべての子育て家庭への支援など保育の質・量の拡充が強く求められています。

国においては、人口減少社会に対応するため十分な労働力を確保する必要から、女性の就労を促進する方向性を打ち出しており、今後少子化がなお一層進行するにもかかわらず、保育を必要とする子どもの数は微増することが予測され、保育サービスの一層の充実が求められています。

本市では、平成14年度以降、市立保育所の民間移管を推進し保育枠の拡大を図り、保育所に入りたくても入れない、いわゆる待機児童の減少にも一定の効果を上げてきました。

また、幼稚園での教育に視点を転じると、保育ニーズの多様化を背景に近年は市立・私立ともに定員割れが続き、特に市立幼稚園においては、1学年の新入園児が10人にも満たない園が出ている状況です。

このような中、市立幼稚園と市立保育所を従来と同様の規模で別々に維持していくことは、老朽化した施設の更新が必要とされる中、多額の財政負担を強いるばかりか、保護者のニーズにも合わなくなっています。

子育てに関する新たなニーズや在宅子育て家庭への一層の支援、また市立施設として必要な役割を確実に果たすことが求められる中、その財源を確保する観点からも市立施設としてのあるべき姿を再検討し施設の集約化を図りながら、民間事業者の力を最大限に引き出すことが必要です。

本計画は、市立施設に関するこれまでの守口市すこやか幼児審議会及び守口市幼児教育振興審議会をはじめとする審議機関での検討を踏まえるとともに、平成27年度からスタートする子ども・子育て支援新制度を積極的に運用することを前提として、市立幼稚園及び市立保育所の再編整備のための基本的な道筋を明らかにするために策定するものです。

2. 民間主体によるサービス提供の推進

近年、保護者の就労形態の多様化や家庭や地域の子育て力の低下、育児不安を感じる保護者が多く存在することなどから、認定こども園や保育所、幼稚園などの施設の利用者や在宅で子育てをする保護者の子育てに関するニーズが多様化しており、行政は限られた財源の中で効果的にさまざまな課題を解決していくことが求められています。

その一方で、私立幼稚園や私立保育園では、市立の幼稚園や保育所と比較して運営コストが低く、しかも柔軟な運営を通じて多様なサービスを提供しています。また、施設の改修や整備に要する公費の投入も少なくすむというメリットがあります。

市では、平成14～16年度にかけて市立保育所の民間移管を通じて待機児童の解消を図るとともに、平成24年3月には入園児の少ない市立幼稚園2園を廃止し市立幼稚園の適正規模の確保と効率的な運営に努めてきました。この間、市では、守口市すこやか幼児審議会、守口市幼児教育振興審議会、市教育委員会などにおいて多角的な観点から議論が行われました。

本市は、以下(1)から(5)に示す市立施設等の状況を踏まえ、今後、本市における教育・保育は、民間事業者からの提供を基本としたいと考えています。

(1) 運営費における園児1人当たりの公費負担額の比較

幼稚園及び保育所に通う園児1人当たりの公費(国、都道府県、市町村が支出する経費)負担額を比較すると、幼稚園、保育所ともに市立施設では民間施設の約2倍となっています。市立保育所と私立保育園の園児1人当たりの公費投入額は、市立が私立の2倍前後となっています。(次ページの表を参照)

市立幼稚園や市立保育所での教育・保育サービスと私立幼稚園や私立保育園でのそれを比較すると、教育・保育の実施時間や幼稚園の通園年数などで私立の方が上回っていますが、現在の市立施設数・規模のまま、これらを民間と同等の水準のサービスに引き上げるためには、人件費や施設整備に要するコストを上積みする、いわゆる積み上げ方式にならざるを得ず、運営経費の公私間格差はさらに拡大してしまいます。

【幼稚園における園児1人当たりの公費負担額比較】(平成25年度決算 単位:円)

施設区分	園児数 (人) ※1	運営費 (年額) ※2	市負担 国・府等負担		就園奨励費補助金、保護者補助金 ※4	市負担 国負担(特定財源)		園児1人当たりの公費負担 (A~D)
			※3 (A)	(B)		(C)	(D)	
市立幼稚園	258	1,012,629	891,389	198	0	0	1,035	892,622
私立幼稚園	1,475	706,067	798	303,144	134,762	107,131	27,632	438,705
市立と私立の差		306,562	890,591	▲302,946	▲134,762	▲107,131	▲26,597	453,917

※1:平成25年5月1日現在。私立幼稚園は市外の園児を含む。

※2:私立幼稚園の運営費には減価償却費を含む。

- ※3：私立幼稚園の運営費に対する市負担に含まれる健康管理補助金は市内の園に通う4・5歳児の市民のうち708人が対象。
- ※4：就園奨励費補助金は、市内外の私立幼稚園に通う市民のうち1,016人が対象。
保護者補助金は、市内私立幼稚園に通う4・5歳の市民のうち703人が対象。

【保育所における園児1人当たりの公費負担額比較】（平成25年度決算 単位：円）

施設区分	園児数 (人) ※	運営費 (年額)	市負担		園児1人 当たりの 公費負担 (A+B)
			(A)	国・府負担 (特定財源) (B)	
市立保育所	1,120	1,897,640	1,717,244	0	1,717,244
私立保育園	1,332	1,141,827	443,874	489,914	933,788

※：園児数は、月により変動があるので平均人数とした。

(2) 保育所の施設整備に要する経費

老朽化が進む市立保育所の園舎の建替えについてその財源構成を見ると、市立の場合は建替えに係る経費の大部分（最近の例では、「市立あおぞら保育所」では約4億1千万円）を市がまかなわなければなりません。今後も現在の規模で市立施設を保有し続けると、いずれの施設も老朽化が進み、ほとんどの施設で耐震対策ができていないため、施設の更新や改修に要する費用を捻出するために多額の経費がかかってしまいます。

一方、私立保育園の建替えであれば、事業者負担と国費や府費による補助制度があるため、市の負担は建設費用のうち国庫補助基本額の4分の1程度で済み、その後の施設に係る維持管理経費も市が負担する必要はありません。施設整備に関する公費負担という点からは私立保育園の方が優れていると言えます。

(3) 教育・保育サービスの比較

幼稚園や保育所で実施している教育・保育サービス水準にも違いがあります。私立幼稚園や私立保育園では、その柔軟性をいかして保育時間や通園年数など市立施設よりも住民ニーズに即したサービスを提供していることがうかがえます。

また、延長保育や病後児保育などの保育サービスについては、私立保育園で実施する場合に限って国や大阪府の財源を活用できることから、もっぱら民間事業者によって提供されています。

【幼稚園におけるサービスの比較】（平成 26 年度）

施設区分	保育時間	保育対象年齢	預かり保育	未就園児を対象とする取組み	園庭開放	給食の回数
市立幼稚園 （5園）	9：00～ 14：00	4歳、5歳	預かり保育は実施していないが15：00までは親子で在園可	○	○	週2回
私立幼稚園 （9園）	おおむね 9：00～ 14：00	3歳～5歳	最短でも18：30まで実施	○	○	平均 週3.7回

【保育所における保育サービスの比較】（平成 26 年度）

施設区分	保育時間	保育対象年齢	地域子育て支援拠点事業	延長保育 (11時間超)	休日保育	一時保育	病後児保育
市立保育所 （12園）	7：30～ 18：30	0歳児なし（5園） 0・1歳児なし（2園）	×	×	×	×	×
私立保育園 （11園）	おおむね 7：00～ 20：00	全園で 0～5歳まで保育	一部施設 で実施	○	一部施設 で実施	一部施設 で実施	一部施設 で実施

（4）市立幼稚園の状況

平成 27 年 4 月 10 日現在の市立幼稚園 5 園の入園者数は合計 213 人となっており、5 園の合計定員数 660 名に対する定員充足率は、32.3%となっています。

また、にわか幼稚園では 4 歳児クラスの新入園児が 6 名となるなど、平成 21 年 3 月に市教育委員会が策定した「公立幼稚園の運営に係る基本方針」で指摘された、「園の適正規模を 1 学年当たり少なくとも 20 名以上とする。」という条件からも大きく乖離する状況が続いています。小学校での集団教育に向けた準備としての幼稚園教育の効果を十分に発揮するためには、早急に統廃合に取り組む必要があります。

(5) 市立保育所の状況

現在、大半の私立保育園が午後8時までの保育を実施しているのに対し、市立保育所では、午後6時30分までの保育にとどまっているとともに、一時保育、休日保育などの特別保育事業を実施しておらず、また0歳児や1歳児の保育を行っていない保育所があるなど、私立保育園と比較して保育サービスに格差があります。私立保育園と同様のサービス水準を実現するためには、人件費などさらなる経費の積上げが必要となります。このような中、私立保育園により多くの利用希望者が集まる状況が続いています。

また、園舎の老朽化が進んでいるため、現在の規模を維持しながら安全で快適な保育環境を確保するためには、今後多額の経費を必要とする状況です。

(6) 本市の取組みの方向性

守口市では、これまでから私立幼稚園や私立保育園が質の高い教育・保育サービスを支えてきた歴史があります。これらの私立幼稚園や私立保育園は、利用定員の設定によっては保護者の就労状況に左右されない安定した教育・保育が提供できる認定こども園への移行に取り組んでいます。私立保育園がほぼ満員の現状では、私立幼稚園からの認定こども園への移行は、待機児童の解消に大きな力となります。

また、今年度からは従来の認可外保育施設が、市条例に定める基準を満たせば認可施設として3歳未満の子どもの保育を実施する制度が始まり、既に施設の建替えや改修を通じて良好な保育環境の確保に取り組んでいる事業者も出てきています。

このようなことから、就学前の教育・保育サービスの提供については、「民間にできることは民間に」を原則として、効果的かつ効率的に教育・保育サービスの量の拡充と質の向上を図っていきます。

また、守口市子ども・子育て支援事業計画の重点方針には、「公立施設にあつては、効率的な運営が可能となるよう施設数の集約化を図りつつ、認定こども園への移行にあわせて教育・保育の充実を図る」ことが掲げられました。

本市では、この重点方針を踏まえ、待機児童を解消し安全で快適な環境のもとで市立施設としての役割を確実に果たし、在宅子育て家庭への支援を含めた多様な子育て支援に必要な財源を確保するため、市立幼稚園及び市立保育所の集約化、民間移管及び認定こども園への移行を進めていくこととします。

【守口市の取組みの方向性】

1. 就学前の教育・保育サービスは、民間事業者からの提供を基本とする
2. 市立幼稚園と市立保育所は、集約化して認定こども園とする

3. 守口市の現状

(1) 守口市における就学前子ども人口

守口市の就学前の子どもの人口は年々減少しており、近年では平成 22 年から 26 年までの 5 年間で 6,822 人から 6,283 人へと 539 人減少しています。

また、平成 27 年から 31 年までの 5 年間の推計では、6,150 人から 5,484 人へと 600 人以上減少することが見込まれます。

【就学前子どもの人口推移と推計】(H28 以降は推計 単位：人)

区分	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
0 歳児	1,088	1,059	1,022	975	1,027	988	900	888	876	866
1 歳児	1,163	1,109	1,050	1,044	1,002	1,017	946	925	913	901
2 歳児	1,134	1,151	1,082	1,061	1,036	1,008	1,046	938	917	905
3 歳児	1,165	1,115	1,126	1,082	1,040	1,025	974	1,025	920	899
4 歳児	1,124	1,147	1,104	1,123	1,076	1,037	1,009	968	1,019	915
5 歳児	1,148	1,118	1,145	1,093	1,102	1,075	1,013	988	948	998
合 計	6,822	6,699	6,529	6,378	6,283	6,150	5,888	5,732	5,593	5,484

(2) 教育・保育施設等に通う守口市在住子どもの状況

平成 26 年 5 月 1 日現在、守口市在住の就学前子どものうち 0 歳児では約 18%、1 歳児では約 36%、2 歳児では約 45%、3 歳児では約 85%、4 歳児・5 歳児では約 98% の子どもが、幼稚園、保育所、認可外保育施設、又はわかくさ・わかすぎ園や支援学校で教育・保育を受けており、3 歳を境に施設の利用率が急激に高くなっています。

3 歳以上の子どもについて保育所と幼稚園の利用率を比較すると、約 47%が幼稚園を、約 46%が保育所を利用しています。

次に、保育所及び幼稚園について市立・私立の利用状況を見ると、保育所では市立と私立がほぼ同程度、幼稚園では利用者の約 84%が私立幼稚園を、約 16%が市立幼稚園を利用しています。

定員の充足率は、市立保育所では約 84%、私立保育園では約 106%となっています。また、市立幼稚園では約 36%、私立幼稚園は約 66%（他市の子どもを含む）となっています。

【保育所・幼稚園の状況】(平成 26 年 5 月 1 日現在)

施 設		定員 (人)	園児数 (人)	定員充足率 (%)
保育所	市立	1,290	1,085	84.10
	私立	1,195	1,265	105.85
幼稚園	市立	660	238	36.06
	私立 ※	2,230	1,462	65.56

※：他市在住の子どもを含む。

(3) 待機児童の状況

市立保育所の民間移管が開始される前年度である平成13年度の待機児童は、45人でした。その後平成14年度から平成16年度までの3年間に計8箇所の市立保育所を民間移管したところ、待機児童はその後、20人台で推移してきましたが、平成23年度以降40人台が続いています。

この間、民間移管園では園舎の建替えにより、平成15年度以降、約200人の定員増を実現してきましたが、これを上回るペースで入所希望者が増加したため、全体の児童数が減少しているにも関わらず、待機児童が増加する傾向が見られ、平成27年4月1日現在の待機児童数は、28人となっています。

【市内の市立・私立保育園数・定員・入所者・待機児数の推移】(平成27年4月1日現在)

区分	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
市立園数	20	17	15	12											11
私立園数	3	6	8	11											13
総定員	2,286	2,286	2,295	2,345	2,380	2,390	2,410	2,405	2,435	2,465	2,475	2,475	2,495	2,485	2,623
総入所者	2,061	2,105	2,191	2,243	2,273	2,164	2,265	2,308	2,364	2,397	2,403	2,430	2,427	2,376	2,409
待機児数	45	42	39	26	24	18	24	27	22	32	46	45	47	45	28

※：平成27年度の私立園数は、認定こども園と保育所の合計

(4) 市立施設の状況

市立幼稚園の施設、認可定員、在園児数(平成27年5月1日現在)、定員充足率などは次のとおりです。

【市立幼稚園の状況】

幼稚園	構造	現園舎の 建築年度	敷地面積 (㎡)	認可定員 (人)	入園児童数			定員 充足率 (%)
					4歳	5歳	計	
とうこう	鉄筋2階建 ※	S55	2,284.00	180	40	49	89	49.4
やくも	鉄筋2階建	S52	1,644.00	120	22	25	47	39.2
にわくぼ	鉄筋2階建 ※	S54	1,480.00	120	6	15	21	17.5
とうだ	鉄筋2階建	S46	1,849.00	120	12	18	30	25.0
おおくぼ	鉄筋2階建	S47	2,375.00	120	12	14	26	21.7
合計(定員充足率は平均)				660	92	121	213	32.3

※：とうこう幼稚園及びにわくぼ幼稚園の2階は、地区体育館となっている。

市立保育所の施設、認可定員、入所児数、定員充足率などは次のとおりです。

【市立保育所の状況】（平成 27 年 4 月 1 日現在）

保育所	構造	現園舎の 建築年度	敷地面積 (㎡)	認可 定員 (人)	入所児数 (人)							定員 充足率 (%)
					0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	
西	軽量鉄骨平屋	S45	1,480.00	120	-	11	18	19	21	29	98	81.7
大宮	軽量鉄骨平屋	S40	991.56	90	-	10	18	15	19	15	77	85.6
梶	軽量鉄骨平屋	S44	1,724.80	90	-	-	9	15	15	15	54	60.0
大久保	軽量鉄骨 一部鉄筋2階建	S45	2,298.61	150	7	22	22	26	26	30	133	88.7
八雲東	軽量鉄骨平屋	S46	2,789.00	140	8	18	23	30	24	25	128	91.4
北寺方	鉄筋2階建	S46	1,278.00	90	6	12	12	12	15	18	75	83.3
金田	軽量鉄骨平屋	S47	1,919.00	100	5	10	16	20	14	16	81	81.0
佐太	鉄筋2階建	S47	1,345.00	100	5	10	12	20	19	20	86	86.0
藤田	鉄筋2階建	S48	1,586.18	120	7	14	18	19	27	27	112	93.3
外島	鉄筋2階建	S56	1,231.71	110	5	12	18	20	24	28	107	97.3
寺方	鉄筋2階建	S43	727.27	90	-	10	12	12	8	13	55	61.1
南	軽量鉄骨平屋	S44	1158.99	90	-	-	12	6	12	24	54	60.0
合 計 (定員充足率は平均)				1,290	43	129	190	214	224	260	1,060	82.2

【あおぞら保育所】（平成 27 年 6 月 15 日現在。寺方保育所、南保育所は5月末で閉園。）

保育所	構造	現園舎の 建築年度	敷地面積 (㎡)	認可 定員 (人)	入所児数 (人)							定員 充足率 (%)
					0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	
あおぞら	鉄骨2階建	H27	1,449.99	150	7	10	24	18	20	37	116	77.3

4. 市内の民間教育・保育施設の今後の動向

(1) 新制度と認定こども園

① 認定こども園の特徴

子ども・子育て支援新制度では、就学前の子どもを、教育を受ける3歳から5歳までの子ども（1号認定子ども）、保育の必要がある3歳から5歳までの子ども（2号認定子ども）、保育の必要がある0歳から2歳までの子ども（3号認定子ども）に区分します。

認定こども園では、それぞれの区分の利用定員を設定することで、幼稚園と保育所を合わせた機能を持つことができ、保護者の就労状況に変化が生じた場合でも同じ園に通うことができるメリットがあります。

認定こども園制度を活用することで、市内の私立幼稚園の活力を生かした待機児童の解消と、保護者の就労状況に関わらず教育・保育を受ける機会の均等を図ることができます。

また、1号認定子どもと2号認定子どもの混成クラスを編成できるため、1号認定子どもが教育標準時間の終了後に一時預かりを利用する場合にも、周りには2号認定子どもがいて、多くの子どもたちと賑やかに、楽しく過ごせるというメリットもあります。

【従来制度の幼稚園、新制度の認定こども園、保育所の比較】

項目	幼稚園（従来制度）	保育所	認定こども園
対象となる子どもの認定区分 ※1	3歳～5歳 (認定は不要)	2号（3～5歳） 3号（0～2歳）	1号（3～5歳） 2号（3～5歳） 3号（0～2歳）
保育の必要性の認定	不要	必要（2号・3号）	不要（1号） 必要（2号・3号）
1日当たりの教育・保育時間と利用料	食事時間を含み概ね5時間。 超過分は預かり保育（有料）で対応。	保育標準時間11時間。 保育短時間8時間。 各々を超える保育は延長保育（有料）で対応。	1号は、食事時間を含み概ね5時間。超過分は一時預かり（有料）で対応。2号及び3号は、保育標準時間11時間以内。保育短時間8時間以内。 各々を超える保育は延長保育（有料）で対応。
就労しなくなったら	特に変化なし（就労が前提でない）	原則として退所 ※2	2号から1号に切り替えて継続在園が可能 ※3
就労したら	1号のまま預かり保育を利用	就労等が前提 ※4	1号から2号に切り替えて継続在園が可能 ※5
教育標準時間における学級編成基準（府基準）	3歳児：25人以下 4歳児：35人以下 5歳児：35人以下	学級編成の概念はない	3歳児：25人以下 4歳児：35人以下 5歳児：35人以下
幼稚園教諭・保育士配置基準（国基準）	各学級専任の幼稚園教諭1名以上	0歳：3人に保育士1人 1歳・2歳児：6人に保育士1人 3歳：20人に教諭又は保育士1人 4歳以上：30人に教諭又は保育士1人	

※1：教育・保育することができる子どもの年齢幅。一部の年齢のみを対象とすることも可能。

※2：一定の条件下で継続できる場合もある。

※3：3号認定子どもは、保育の必要性が認定された場合のみ在園可。

※4：就労時間に増減があった場合には、保育標準時間認定（最大11時間利用可）と保育短時間認定（最大8時間利用可）の変更ができる。

※5：2号認定への切替えには、市による保育の必要性の認定が必要。

② 認定こども園への移行

平成27年度の子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、私立幼稚園は、従来の制度による幼稚園として存続するか、新制度に基づく認定こども園や幼稚園に移行するか選択が可能となりました。保育所は市立も私立もともに新制度に基づく施設と位置づけられます。市立幼稚園も同様です。また、施設型給付を受ける幼稚園（新制度の適用を受ける幼稚園）では、受入れ可能な子どもは1号認定子どものみとなりますが、現時点では、このタイプに移行予定の私立幼稚園はありません。

平成27年3月末現在市内に所在する9箇所の私立幼稚園と11箇所の私立保育園のうち、17施設が平成29年度までに認定こども園に移行する予定です。

【市内教育・保育施設の認定こども園への移行の予定】（単位：箇所数）

施設の類型			H26	H27	H28	H29	H30	H31
私立の 教育・保育施設	従来制度	私学助成制度の 幼稚園	9	7	6	2	0	0
	新制度	保育所	11	2	1	1	1	1
		認定こども園 ※		11	13	17	19	19
		施設型給付を 受ける幼稚園		0	0	0	0	0

※：認定こども園の数には、年度途中の移行予定を含む。（平成27年11月現在）

（2）地域型保育事業の創設

子ども・子育て支援新制度では、従来の認可外保育施設が行ってきた保育事業のうち、市が制定する設備・運営に関する基準条例で定める基準を満たす事業を、保育を必要とする0歳から2歳までの子ども（3号認定子ども）の保育を行う地域型保育事業と位置付け、その認可・確認を市町村が行うこととされました。

認可・確認を受ければ、特定地域型保育事業として国、都道府県及び市町村からの財源を受けて運営する事業となります。地域型保育事業には、以下の4つの形態があります。

- ① 家庭的保育事業（5人以下の子どもを保育するいわゆる「保育ママ」）
- ② 小規模保育事業（6人～19人の子どもを保育する小さな保育施設）
- ③ 居宅訪問型保育事業（原則として1対1で保育するいわゆるベビーシッター）
- ④ 事業所内保育事業（事業所の従業員の子どもと、地域の子どもを併せて保育）

平成26年5月1日現在、認可外保育施設（大阪府届出施設8か所）で保育を受け

ていた0歳から2歳までの子どもの人数は85人でした。(定員は111名)

平成27年4月には、本市では8つの施設が上記②の小規模保育事業を行う施設となっており、0歳から2歳までの3号認定子どもについて、平成27年度は129人、平成28年度以降は、毎年136人の利用定員(対平成26年度25人増)が確保される見込みです。

【小規模保育事業の利用定員】(単位：人)

(括弧内は平成28年4月1日現在のエリアごとの施設数)

区分	H28～H31			合計(8)
	東部(2)	中部(5)	南部(1)	
0歳児	12	21	6	39
1歳児	12	27	6	45
2歳児	13	32	7	52
合計	37	80	19	136

5. 市立施設の役割

これまでから市立幼稚園や市立保育所が果たしてきた役割のうち、次に掲げるものについては、今後も市立施設が担い、守口市全体の教育・保育の質の向上を図っていかなくてはなりません。

(1) 重度障がいなど特別な支援が必要な子どもの受入れ

障がいの有無に関わらず、希望する市立・私立の各施設で教育・保育を受けることができる体制づくりが必要ですが、重度障がいなど、受入れに際して特別な支援が必要な子どものセーフティーネットとしての役割は市立施設に期待されると考えられます。

また、わかくさ・わかすぎ園から障がい児や発達に遅れのある子どもの受入れにあたっては、一人一人の状況とそれまで続けてきた療育も考慮した教育・保育を行う必要があることから、療育に関して専門的な知識、経験を有する職員の配置やこれらの職員による巡回指導のさらなる充実を図り、研修等を通じて職員のスキルアップに努めます。

(2) 就学前教育の充実と小学校との円滑な接続のための取組み

就学前に受けた教育・保育は、子どもの成長に大きな影響を及ぼします。乳児期からの豊かな心情を育む保育を実施するとともに、3歳以上の子どもたちに対しては質の高い幼児教育を提供することが「学びに向かう力」を養うために非常に重要です。特に、経済的に厳しい層ほど質の高い就学前教育・保育を受けることで子どもの発達における格差を緩和できるとの報告があり、そのような教育・保育の実現に向けた基礎研究と組織力を活かした実践は市立施設が果たすべき役割であると考えます。

また、小学校との連携をさらに強めながら、小学校との接続期のカリキュラムを作成し、子どもたちが小学校での学習と生活に円滑に移行できるよう努めます。

(3) 多様なニーズへの対応

休日保育事業、病児保育など、ニーズ量が限られているものの、保護者と子どもにとって必要性の高い保育サービスで、私立の教育・保育施設だけでは対応しきれないものについて、市立施設が一定の役割を果たすことで、市の子育て支援施策の充実に寄与すると考えられます。

(4) 年度途中からの保育ニーズの受入れ

私立保育園や私立認定こども園では、年度当初に既に認可定員を超えて、子どもを受け入れている園がほとんどですが、年度当初の待機児童のうち特に0歳児については年度途中で保育ニーズが増加します。そこで、市立保育所の集約化に伴う保育士の集中配置等により年度途中の保育ニーズにも柔軟に対応し、待機児童の解消を図ります。

(5) 認定こども園としての新たな機能

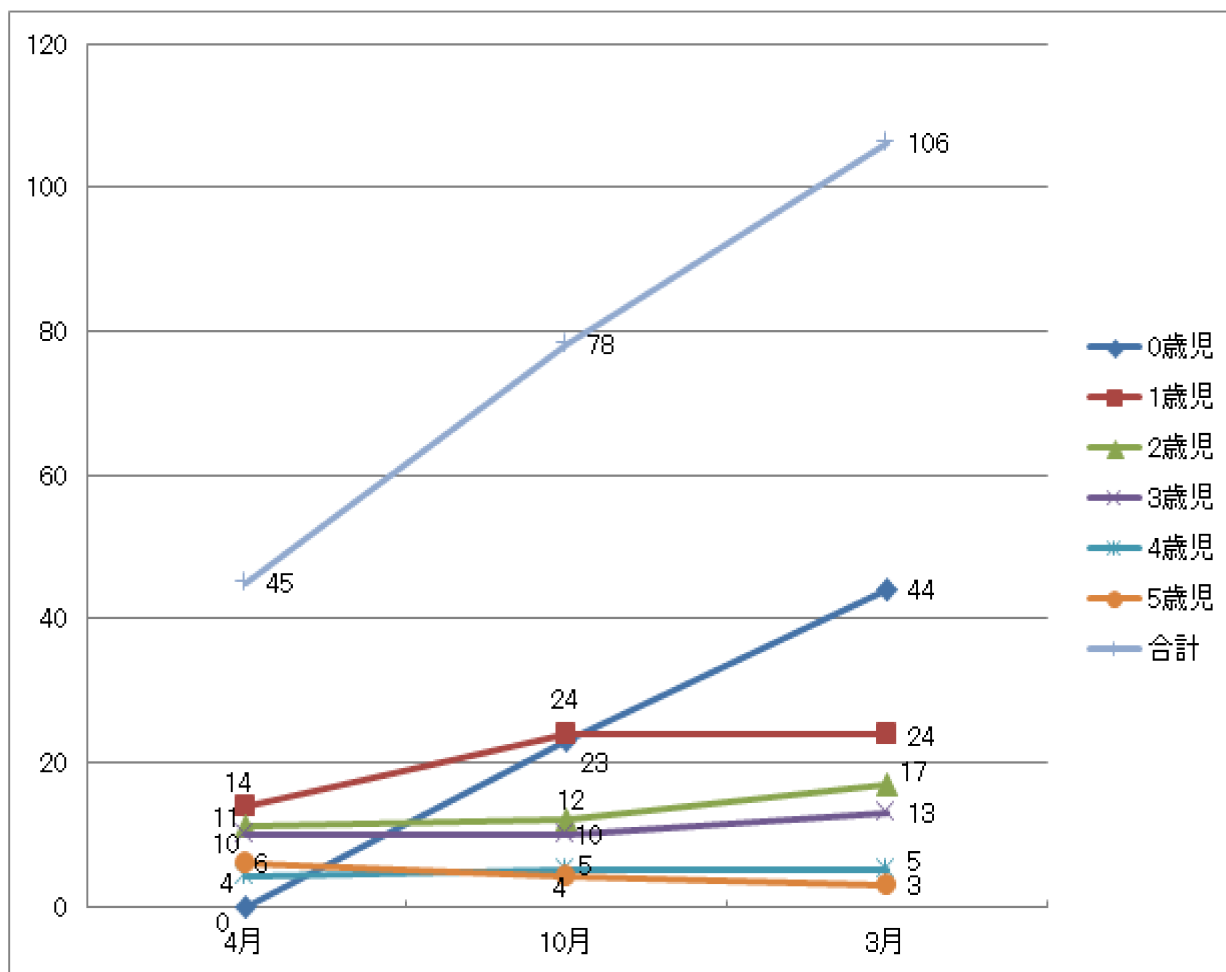
認定こども園には、通常の就学前教育・保育のほか、地域における子育て支援に関する事業を実施することが義務づけられていることから、一時保育事業や子育て相談事業等を実施し、保護者のニーズに応えます。

(6) 子育て家庭を支える機能の強化

市立施設では、在園児に対する幼児教育・保育、一時保育や子育て相談などの法令上実施することが義務づけられている機能のほか、民間施設においては通常担うことが困難な機能・役割も積極的に果たすことが求められています。

そこで、在宅で子育てを行っている家庭に関して、特に、虐待の未然防止の観点から養育に関して支援の必要な保護者への対応や、子どもの障がいや発達の遅れなどに対する不安を抱える保護者などの相談に応じるなど専門的な支援ができる機能を充実し、すべての子どもの幸福のために必要な役割を果たすことのできる地域の拠点として市立施設の高度多機能化を目指します。

【平成 26 年度中の年齢別待機児童数の動き】（単位：人）



6. 市立施設の再編に関する基本原則と留意点等

(1) 再編整備の基本原則

市立幼稚園及び市立保育所の再編整備は、単なる行政コストの軽減のために行うものではありません。運営経費や維持管理費用の低減を図りながら、待機児童を解消し、併せて教育・保育の質を高めるための取組みを実施するために行うものです。

また、今後の就学前子どもの人口減少を踏まえるとともに、待機児童の解消を図りながら適切な認可施設数を維持する観点から、市立施設の再編整備と民間事業者によるさらなるサービス提供を促進します。

上記を踏まえ、市立幼稚園及び市立保育所の再編整備を計画するに当たり、以下のとおり基本原則を定めます。

【再編整備に関する5つの基本原則】

- | | |
|-------|---|
| 基本原則1 | 就学前の教育・保育サービスは民間事業者からの提供を基本とすることを踏まえ、市立の特定教育・保育施設は、教育・保育提供区域ごとに1施設とする。 |
| 基本原則2 | 市立の特定教育・保育施設は、1号定員、2号定員、3号定員の各利用定員を設ける認定こども園とする。 |
| 基本原則3 | 市立認定こども園は、市立小学校と一体的な環境を保つよう努め新築により整備する。 |
| 基本原則4 | 市立認定こども園においては、1号認定子どもにあっては3年保育、2号及び3号認定子どもにあっては市内の私立保育園並みの延長保育を実施する。 |
| 基本原則5 | 市立認定こども園は、障がい児や特別な配慮を必要とする子どものセーフティーネットとしての役割と、小学校との円滑な接続を図るための先進的な調査研究と実践の場としての役割を果たす。 |

(2) 再編整備の留意点

市立幼稚園及び市立保育所の再編整備を行うに当たっては、次の点に留意して、利用者である子どもや保護者による戸惑いや不安を生じさせないように努めます。

① 市立幼稚園及び市立保育所での教育・保育水準の継承

市立幼稚園では、現在、平成21年6月に市教育委員会が策定した「公立幼稚園の適正規模に係る実施計画」において、それまでの定員である4歳児33名、5歳児35名の定員を見直し、平成24年度から両学年の学級定員を30名としています。市立幼稚園の市立認定こども園への移行又は民間移管に当たっては、学級定員に関する現行の水準を維持します。

また、市立保育所では、きめ細かな保育を実施するために保育士1人に対する1歳児及び3歳児の人数（職員配置基準）を国の基準より手厚くしています。すなわち、1歳児は国基準の1対6に対して1対5に、3歳児は1対20に対して1対15としています。市立保育所の市立認定こども園への移行又は民間移管に当たっては、職員配置に関する現行の水準を維持します。

② 市立幼稚園及び市立保育所の在園児への配慮

平成27年度中に行う入園・入所募集の際には、具体的な幼稚園名、保育所名を明らかにして統廃合の予定年度等を示し、転所の可能性についての説明を行います。

また、小学校への入学の前年度に異なった環境に子どもを移すことを避け、平成27年度の4歳児及び5歳児は在籍する市立幼稚園又は市立保育所で卒園できるよう配慮します。

③ 民間移管に伴う十分な引継ぎの実施

市立保育所を民間事業者に移管する場合には、**移管前に当該民間事業者との引継ぎ期間**を少なくとも1年程度設けるとともに、移管後は一定期間事業者及び本市職員による**共同保育**を行うことで、一人一人の子どもへの適切な保育を継承するための具体的な方策を講じることとします。

④ 民間移管に伴う保護者負担の軽減

市立保育所を民間移管する場合に、移管の前年度の当該市立保育所の在園児が当該民間移管先の施設（佐太保育所にあつては私立認定こども園（東部A）を、大宮保育所にあつては私立認定こども園（南部）を含む。）に引き続き通園する場合に生じる経費と、市立保育所に通う場合の経費の差額が生じた場合には、市が負担する方向で検討します。（ただし、当該民間移管先以外の民間施設に転園する場合は市による負担の対象外です。）

⑤ 幼稚園教諭、保育士その他の職員への研修及び資格取得に必要な措置

市は、市立幼稚園に勤務する幼稚園教諭と市立保育所に勤務する保育士、保健師、看護師、技術職員に対して、認定こども園への円滑な移行に必要な知識・技能の習得のための研修を実施します。教諭と保育士双方がもつ知見、技術の共有を図り、特に障がい児や配慮を必要とする子どもの教育・保育に関する研究等の取組みを継続的に実施します。

また、幼稚園教諭及び保育士に対しては、就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第15条第1項に定める保育教諭が有しなければならない**資格の取得に必要な措置**を講じることとします。

(3) 民間事業者への財政支援

本市が、就学前の教育・保育サービスは民間事業者からの提供を基本として、待機児童の解消と教育・保育の質の向上を図りつつ本計画を推進していくためには、特に私立幼稚園が認定こども園に移行し、保育が必要な子どものための利用定員を積極的に設定していただく必要があります。とりわけ0歳児から2歳児までの3号認定子どもの利用定員の充実が求められますが、幼稚園からの移行では調理設備など新たに必要となる設備の整備に費用がかかります。

また、障がい児や配慮を必要とする子どもの教育・保育については、今後の市立幼稚園及び市立保育所の集約化に伴い、民間施設での教育・保育の拡充が必要となります。そこで、民間事業者に対して、本計画の推進に伴って民間施設において必要となる施設の整備又は体制の確保に要する経費について、積極的な財政支援に努めます。

(4) 必要な人材の確保

市立認定こども園における教育・保育の質を高次元で維持するために、保育教諭その他児童の発達に関する専門職について、多様な採用形態による確保を図ります。

7. 再編の具体的計画

市立幼稚園及び市立保育所の集約化に関する教育・保育提供区域ごとの具体的な再編計画は、次のとおりです。

【東部エリア】

施設名称	H27	H28	H29	H30	H31	備考
大久保保育所			年度末閉園			<ul style="list-style-type: none"> ・H30年度から新園舎で認定こども園を開園 ・H30年度から1号の3年保育実施 ・H29年度からとうだ幼稚園の園児は一時統合園に移動 ・H28年度に在園する園児がいないため、H27年度末に閉園 ・H30年度から私立認定こども園(東部A)を佐太保育所を仮園舎として開園 ・H31年度に新園舎に移動後、仮園舎は解体し、敷地を大阪府に返還 ・H30年度から私立認定こども園(東部A)の園舎建替えのため、仮園舎(旧・佐太保育所)に移動
とうだ幼稚園		年度末統合 設計・入札	新園の建設工事	市立認定こども園		
おおくぼ幼稚園		年度末統合	一時統合園			
にわくぼ幼稚園	年度末閉園		統合園年度末閉園			
金田保育所			年度末閉園			
佐太保育所			引継ぎ 年度末閉園	私立認定こども園(東部A)仮園舎		
梶保育所		運営法人の公募・選考・決定	引継ぎ 年度末閉園	私立認定こども園(東部A)新園舎		
藤田保育所		運営法人の公募・選考・決定	引継ぎ 年度末閉園	私立認定こども園(東部B)		

【中部エリア】

施設名称	H27	H28	H29	H30	備考
西保育所		運営法人の公募・選考・決定	引継ぎ 年度末閉園	私立認定こども園(中部A)	<ul style="list-style-type: none"> ・将来的には、市立小学校と一体的な環境を保つよう努め新築により整備する ・H30年度から1号の3年保育実施
外島保育所				市立認定こども園(暫定)	
やくも幼稚園			年度末閉園		
八雲東保育所		運営法人の公募・選考・決定	引継ぎ 年度末閉園	私立認定こども園(中部B)	

【南部エリア】

施設名称	H27	H28	H29	H30	備考
北寺方保育所		運営法人の公募・選考・決定	引継ぎ 年度末閉園	私立認定こども園(南部)	<ul style="list-style-type: none"> ・H30年度から1号の3年保育実施
大宮保育所			引継ぎ 年度末閉園		
とうこう幼稚園			年度末閉園		
あおぞら保育所	6月開所			市立認定こども園	

8. 再編整備を推進する体制

再編整備を円滑に推進するために、庁内組織及び行政や移管先法人と保護者の代表等との調整組織を整備します。

(1) 市立幼保連携型認定こども園への移行のための検討準備体制

市立幼稚園及び市立保育所の再編及び市立認定こども園への移行に当たっては、子どもの教育又は保育、職員の執務環境等に影響が生じることが予想されることから、幼稚園教諭及び保育士が加わった検討準備体制を整え、認定こども園への移行に当たっての準備や課題解決のための方策を検討します。

(2) 三者協議会の設置

市立幼稚園及び市立保育所の再編整備に伴う在園児への影響を最小限に止めるため、移管対象の市立施設ごとに、本市、市立施設の移管先法人及び当該移管対象施設に通う子どもの保護者の代表が協議する場として三者協議会を設置し、再編に伴う課題解決のための調整を行います。また、協議の経過等については、保護者などへの周知に努めていきます。

9. 本計画の進捗管理

(1) 本計画の進め方

この計画は、再編の具体的な手順の詳細を定めて別に作成する実施計画に沿って進めるものとし、毎年度こども部こども政策主管課で進捗管理を行い公表します。

また、この計画は、保育を必要とする子どもの今後の増減、私立幼稚園及び私立保育園の認定こども園への移行の動向、利用定員の設定及び入所状況など、子育てを取り巻く諸々の環境に大きな変化が生じた場合には民間移管の箇所数も含めて必要に応じて修正することとします。

(2) 修正の場合の手続き

本計画の記載事項のうち、再編整備に関する5つの基本原則、市立施設の統廃合の時期の前倒し、市立認定こども園の箇所数の削減又は市立認定こども園の設置場所の変更を行う必要が生じたときは、守口市すこやか幼児審議会の意見を聴くこととします。